



模擬国連 2021 年 6 月会議

Position and Policy Paper まとめ D 議場

<6 月 11 日 公開 修正版 3>

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、大会 HP の質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点ご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取れますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出して場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けたいしかねます。
- ③ アウトオブアジェンダに関係する記述や直接議題に関連性がないと判断した場合は削除しているものがあります。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることもあります。その点についても、皆さんが作る会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していかなくはなりません。時間や会議行動において各自がしっかり責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となった大使は、初日冒頭の議長提案のモデが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようお願いいたします。

Australia

オーストラリアは死刑モラトリアム・死刑の制限を死刑廃止国のスタンスとして求めます。オーストラリアは死刑廃止を義務付けている EU に加盟しておらず、他の意見に左右されずに自由に政策を決定できる立場です。

オーストラリアは 50 年前、ロナルド・ライアンが逃走時の殺人罪で起訴され、最後の死刑が執行されました。この事件は誤審や誤判だと疑われ、国全体に抗議運動を引き起こしました。その後 1985 年、刑事司法制度にあった死刑を全面廃止しました。また、政府も 2010 年オーストラリアに死刑を再び導入させないための法律を成立させました。この事件から、死刑を執行する上で、人権と死刑の関係性が深いということがわかります。

まず、司法制度も誤審・誤判と無縁ではなく、無実の人間が処刑されるといった危険が必ずあります。上記の事例では、看守の死に至った銃撃が彼によるものだったのかについては、まだ正確にはわかりません。そして、死刑は不遇で、少数派の人々に宣告される割合がきわめて高いそうです。世界的にアジア人やアフリカ人の地位は低いと考えられています。死刑の判決を受けた囚人の多くは、弁護士の支援を十分に得られるような、豊かな環境とは程遠く、階級が低い人です。これは人種差別という人権の侵害になるのではないのでしょうか。オーストラリアだけでなく、死刑廃止国では、死刑は犯罪を阻止するものではなく、犯罪者に更生の可能性を与えないことから、死刑を執行することは非人道的であるという認識がされています。

したがって、オーストラリアはこれら全ての理由により、死刑モラトリアム・死刑の制限を求めます。その方法としては、今までと同じように年齢や経歴、持病などの規定を作り、死刑囚や被害者ともに平等に意見を聞き入れ、両方の立場の人が納得でき、加害者の可能性を試せるような司法制度を改革すべきだと考えています。司法制度を明確に具体的に決定することで、誤審や誤判を減少させることができるのではないのでしょうか。無罪の人が不可逆な死刑によって、生命権を侵害させることは、絶対にあってはならないことです。また、これらの方法を導入することで、死刑を認めている国々が懸念している犯罪率の増加も防げるのではないのでしょうか。すべての人が平等に持つ、尊重されるべき権利を、加害者の一つの過ちによって、簡単に奪っても良いのでしょうか。以上です。

Bangladesh

1. 死刑は国際人権規約や死刑廃止条約、死刑に直面している者の権利の保護に関する決議など様々な国際準則がある。そして死刑制度は、世界的には廃止の流れにある印象が強い。しかし、中国、米国、インド、日本など、人口の多い国は刑務所の不足や被害者の意思もあり、いまだに死刑を行なっている。それに、死刑反対の理由の多くは、抽象的なものばかりで、説得力がない。

2. 我が国では、死刑は必要不可欠だと考えます。現在バングラデシュには、60 の刑務所があり約 30 万もの受刑者がいます。また殺人などの重犯罪者も日本と比較して 10 倍ほどおり、年間 200 もの死刑判決が出ています。そのため刑務所は非常に過密な状態であり、人権団体から指摘を受けるほどです。つまり死刑廃止し、受刑者を刑務所で養うほどの余裕がないのです。またバングラデシュは、アジア一貧困と言われるほど経済状態が悪く新しい刑務所を作る余裕もありません。

Belgium

ベルギーは法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない。

それは 1863 年 7 月にイープルで行われた死刑執行から 1918 年まで死刑執行の停止期間があった。通常刑法における最後の死刑執行は 1918 年 3 月 26 日に Emile Ferfaille に対して行われた。1832 年から 1855 年にかけて死刑宣告数は 613 人死刑執行数は 47 人

であった。第二次世界大戦中と戦後処理の 1944 年 11 月～1950 年 8 月の期間に 2940 人に死刑判決が出され、242 人が銃殺刑になった。最後の死刑囚はナチス強制収容所の所長だったフィリップ・シュミットである。彼らは軍法による死刑囚であり、銃殺刑が執行された。2005 年 2 月 2 日に憲法 14 条に死刑の禁止が追加された。1950 年から死刑は執行されてなかったが 1996 年の 8 月 1 日にベルギーの法律から死刑が消去され全ての死刑が禁止された。

またベルギーはヨーロッパに属しているため欧州連合(EU)に所属している。EU は、平和と安定を促進し、人権、民主主義および法の支配の尊重を重視した世界を構築するという共通の決意の上に成り立っている。EU はいかなる罪を犯したとしても、すべての人間には生来尊厳が備わっており、その人格は不可侵であり、人権の尊重は、犯罪者を含めあらゆる人に当てはまるというものと考えている。さらに、人権的観点のみならず、死刑は「不可逆性」という重大な問題を抱えている。EU は、犯罪者に刑罰を科すことの目的は、「本人に自らの過ちを理解させ、自責の念を持たせ、その人物を更生させ、最終的には社会復帰させること」にあると考えている。さらに、死刑存続を擁護する際に用いられる、死刑の持つ犯罪抑止効果についても、欧州では死刑廃止後に重大犯罪が激増したという事実がない。と EU は考えている。

また欧州連合では伝統的に人権、民主主義、法の支配等の分野で活動しており 1949 年に、法の支配、人権の尊重ならびに民主主義の原則を共有してヨーロッパを統一するために創設された。1982 年にヨーロッパ人権条約に第 6 議定書を採択した。この議定書は、平時における死刑を廃止する最初の法的拘束力を有する文書とその議定書は、評議会の 47 の加盟国の内 46 か国(EU のすべての構成国を含めて)により批准されてきた。1989 年、死刑の廃止はすべての新しい構成国に対して欧州評議会への加盟条件とされました。2002 年に、ヨーロッパ人権条約第 13 議定書の採択により、あらゆる状況において死刑を禁止するための重要な手段が講じられた。各欧州の国々は、多様性を有するのですが、死刑廃止に向けた特別の方針に着手した。

このことからベルギーは EU や欧州連合の意見に沿って自国がやってきたように各国に対し死刑制度の廃止及び死刑執行についての一時停止（モラトリアム）を導入することを求める。

Botswana

人権と死刑

人権に重きを置くならば、犯罪を犯した加害者にも生まれながらに人権はある。ボツワナ共和国における人権は憲法で保護されており、全面的に国民の権利を尊重している。だが我が国ボツワナ共和国は、1966 年に独立して以来、死刑制度が今も尚施行されている。アフリカ全体における人権保障は、バンジュール憲章を中心として制度化。バンジュール憲章には、人権及び基本的自由の保護のための条約や人権に関する米州条約と比べても、地域的価値観がより強く反映されている。ボツワナ共和国では死刑執行は、殺人、反逆罪、国家元首の命を狙う行為、軍人の反乱や敵前逃亡などの罪で有罪となった場合に執行される。国際的には、ボツワナは強い経済力と安定した民主主義で際立っており、進歩的な新改正と改革を国内で実施している。ボツワナでは死刑制度が継続されており、重罪発生率に比例し死刑執行が急増している。だがこれは国民生命の権利を軽視していることを示す訳ではない。重罪発生率の要因は失業問題。これはダイヤモンド産業に頼る中で他の産業（製造業）が発達していないためと考えられる。これに関連して世界ワースト 11 位の貧困も大きな課題となっている。

我が国が求める死刑モラトリアム・制限 2018 年までに 40 以上のアフリカ諸国が死刑を廃止し、ボツワナは南部アフリカ開発共同体で死刑を実施している唯一の国となった。我が国は死刑制度が存在することで社会の安全が保障されており、犯罪を未然に抑止することができるという有効な意味がある。死刑執行は国民の意見に基づいた民主主義の

国家形態である。ボツワナ国民の多くは死刑制度を支持しており、ボツワナ国民には国が犯罪者をどう扱うか決める権利がある。さらに死刑の存廃は、文化的・宗教的背景や国民意識、犯罪情勢、政治状況などを踏まえ、各国国民が主体的に決定すべきものとする。だがいつまでも死刑執行に頼るのではなく、司法制度を強化し、人々に公正な裁判を与え、犯罪の原因を解決することに力を注ぐ。改正の際は国民の意見を第一に国民的な大規模な投票を実施し、民主主義の特性として国民はその結果に従うという方向性を検討する。ボツワナで執行されている死刑は法定刑としての死刑であり、法律と憲法に基づいている。そのため過半数の国民の納得や賛成が必要不可欠であると考えた。

Brazil

世界には死刑確定者がしばしば長期間単独室に収容され、執行の当日まで事前の告知がなされずに執行される国や、高齢者や精神障がいを持つ人にも死刑が執行される国がある。一方、ブラジルでは、刑事司法制度による死刑の使用を明確に禁止している。また、刑法によると、戦争が起こっていない状態では刑期 30 年が最高刑となっており、終身刑を行うことはできない。このように、ブラジルでは広く人々の生命権が尊重されており、不可侵の権利が侵害されることはない。

また、世界の国々と比較すると、殺人発生率は 30%を超えており、非常に高い水準を誇っていることから死刑の導入が必要にも思えるが、ブラジルが死刑制度に反対するのにはブラジルの人々の大多数が信仰しているキリスト教の人権の考え方も密接に関わっている。キリスト教では罪の許しが重要視されるため、現在のローマ教皇である教皇フランシスコは「国家が科す刑事制裁の意義に関して新たな理解が広まってきており、死刑を強要することが出来ない」と述べている。ブラジル国民の多くにもこの考え方が反映されているはずだ。加えて、残酷な考え方にはなるが、被害者の視点から考えて、自分の大切な時間や命を奪った人が心身ともに深く反省する時間を設けずに単に死刑となるだけで心が楽になるとは思えない。何十年も制限された生活の中で苦しい時間を過ごしてこそ、自分の犯した罪の重さを実感し、刑務所に入った意味がある。一度罪を犯した人がいても、その人に意志さえあれば生きて償うということも可能なため、一概に罪の種類や重さだけを考えて死刑を執行するべきではないと思う。そして加害者の家族の立場になって考えた時に、どんなに悪いことをしてもその人が自分にとって大事な人であることに変わりはなく、二度と会えなくなってしまうのは、死刑囚の罪の重さに関係なくとても残酷なことであり、被害者や加害者の立場に立ってみると、人の命の重さが分かるだろう。どんな事件でも悲しむ人々は最小限に抑えるべきだ。これらのことから、死刑を行うことは人々の人権を守ることに反しており、死刑を行うべきではないと考えられる。

また、ブラジルは以前、国連総会本会議で 7 回目の死刑執行停止決議を出したこともあり、積極的に死刑廃止を国の方針として掲げている。ブラジルのような人口の多い国で死刑を一時的に廃止することは、世界中の人々の人権を守ることに大きく貢献できるはずだ。また、死刑の執行には冤罪の可能性も伴う。本当に罪人である確証がない人を世界中でむやみに死刑の対象としてしまえば、人々の人権が脅かされかねない。現在のブラジルの最高刑である最長年の制限付きの終身刑を行うことで、冤罪の発見につながる上に、罪人の刑期終了後の人生を尊重することもできる。このようなことから、私たちは死刑の廃止と、終身刑の最長年制限設定を求める。

China

中国は世界でも最も死刑執行数が多い国の 1 つである。宗教的、文化的な背景はあまり無く、政治的な理由で死刑を維持している。対象となる犯罪は殺人だけでなく、麻薬取引への関与、収賄、密輸なども含まれていて、非常に広範なものとなっている。死刑制度の在り方は国によってそれぞれであり、必ずしも一通りではないと考える。

死刑制度において、不可逆性の冤罪が大きな問題になることがしばしばある。中国では 2010 年、被告人が同村の男性と女性関係をめぐって口論になった後、その男性が行方不明になった。その後、村の井戸で発見された遺体が行方不明になった男性の遺体ではないかと疑われたため、被告人が殺人の容疑(冤罪)で逮捕された。被告人は死刑執行猶予 2 年、政治的権利剥奪の判決を下された。しかし、行方不明だった男性が家に戻ってきたため被告人が釈放された、という事件があった。このことを趙作海冤罪事件という。この冤罪事件を機に、「死刑事件に対する証拠の審査、判断に関する規定」、「刑事事件に対する違法収集証拠の排除に関する規定」を發布し、死刑判決への過程が厳格化され、冤罪を防ぐための対策の 1 つとなった。

殺人以外の犯罪も死刑の対象となるのには、アヘン戦争という歴史的背景がある。英国のアヘン密輸による様々な被害を受けて輸入禁止令を出したものの交渉は成功せず、結果的に中国へ破壊的な影響をもたらした。この経験から中国は国家を守る手立てとして麻薬の取引、密輸に関して非常に厳しい対応を取っている。

テロリズム、テロリストからの防衛が死刑を廃止しない理由の 1 つとして挙げられる。14 億人という世界一の人口を持つ中国において、テロリストへの死刑執行なくして国民の安全を保障することは可能だろうか。欧米諸国においてもテロとの戦いは終わることなく続いており、犯人の殺害・弾圧計画が度々実行されており、評価されてきた。しかし、それらは軍などによる司法を通さないものであり不透明である。

死刑による処罰は法律に基づく裁判による段階的な手続きを踏んでいるため、例えばそれが即決処刑ではなく長い年月をかけて計画された軍事作戦であっても、死刑による処罰の方が遥かに透明性が高いのではないか。また、中国は 14 カ国と国境を接しており、その数はロシアと並んで最多である。そのため、国家の安全保障、領土の保全に関して敏感にならざるを得ない。そして、国家の安定無しに国民の生命権を守ることは不可能である。

このように生命権を守るためには、国家の安定、領土、主権が守られることが大前提であり、そのためには、死刑制度の存在が必要不可欠である。

Chili

①チリは元々ヨーロッパの植民地であったことから、約 1875 万人の国民の 95%がヨーロッパ系の白人もしくは白人と先住民の混血であるメスチソであり、カトリックを信仰している者が多い。このような構成により、国内に人種や民族の衝突、宗教対立がないため、比較的穏やかな国民性である。

一方で 1973 年のアウグスト・ピノチェト将軍らの軍事評議会クーデターにより、以後 17 年間にわたり軍政が敷かれ、治安維持のため約 3 万人の国民が殺害された。数十万人が各地に建設された強制収容所に送られるなど、人権が抑圧された時代を経ている。

このような背景をもつチリは、死刑廃止国の一つである。ただし通常犯罪には死刑の適用を廃止しているが、軍法下や特異な状況における犯罪には死刑を適用している。

現在、チリは軍政期を経て民政移管に至ったが、前述の通りチリは軍の統治下にあった時代が長かったため、現行の憲法は軍の統制下に置かれていた時代(ピノチェト軍政期)に作られたものであることから、軍法下における犯罪については死刑が適用されると考えられる。

国連における国際人権規約(自由権規約)によれば、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される」(6 条 1 項)に対し、「生命権が社会によって個人に授けられたものではなく、むしろ社会は個人の生命権を保護する義務を負う」と考えられており、死刑廃止国においてはこの生命権が最も尊重される。また「生きる権利」は不可侵であるということ、死刑は一度執行されると回復されることがない「死刑の不可逆性」という考えにも基づいている。チリにおいては国民の大部分がカトリック教徒であり、カトリック信仰に基づく生命の尊重すなわち生命権へ

の意識が高いため、上記のような考え方が浸透しやすいと考えられる。

②死刑モラトリアムを求める。

チリの国内政治は民政移管となり、軍政期の頃と比べて軍の勢力が衰えた情勢になりつつある。軍政期に長く人権が抑圧された過去から国民の人権意識は高い。現に、軍政の憲法を改正する動きがすでに始まっており、2021 年 5 月 15、16 日には現在の憲法を改正するための制憲議会の選挙が行われた。

結果、憲法改正派が優勢となり、今後改正の草案をまとめ国民投票を行うこととなった。

このような動きから、今後軍法下での犯罪における死刑の適用は廃止される方向になるのではないと思われる。よって、憲法が改正され新たな民主化の体制が整うまでは、死刑モラトリアムを実行すべきであると思う。刑は遡って適用することができないため、死刑モラトリアムによってこの期間救われるべき命を守ることができるのではないだろうか。まさにこれは生命権を尊重する死刑廃止国の立場に基づくものと考えられる。

Denmark

我々は主に冤罪防止のため死刑制度に反対し、「全世界から死刑制度を無くすこと」を目的とする。

デンマークは EU 加盟国である。EU 基本憲章には、「何人も死刑に処されてはいけない」との規定がある。死刑は「不可逆性」という重大な問題を抱えている。

デンマークでは無実の人を処刑するリスクを避けることの意義を認めており、死刑制度を例外なく廃止している。死刑存廃論は人間にとって至高の存在である生命を、生きる価値のない生命として、人間社会がどのように扱うのかという問題である。生命は全ての人権の基盤であり、人によって生命の質の違いがあってはいけない。人権の尊重は、犯罪者を含めあらゆる人に当てはまる。被害者の生命が尊いのなら加害者の生命も尊いといえる。自由権規約第 6 条にも「全ての人間は、生命に対する固有の権利を有する」と書かれている。

刑罰は復讐や報復のように犯罪への憎しみや恨みによってなされて良いものではないし、憎しみや恨みという感情は人により内容や程度にばらつきが出てこざるを得ない。

死刑制度が、犯罪防止力になるかの実証的・科学的根拠はない。被害者・遺族には、欧州諸国でも遺族者遺族に対する手厚い支援と死刑廃止の双方を両立している。死刑にせず、被害者賠償や悔悟の生活を送らせるべきという考え方もある。

死刑存置国が、今すぐ死刑廃止を行えない無いのであれば、次の事を提唱する。まず、死刑対象者を一部除外することである。具体的には 18 歳以下の青少年、精神障害者、妊婦、乳児の母親、高齢者などが挙げられる。そのためには、具体的な対象者を明確に決めておく必要がある。次に死刑判決をする際、強制のない自白と十分な証拠を必要とすることである。これは、すでに上に書いたように冤罪を限りなく減らす事に役立つ。また死刑を課することができる犯罪を減らす事が必要である。具体には、死刑を課することができる犯罪を自由権規約委員会に基づき「最も重要な犯罪」とする。他にも可能な限り痛みを伴わない方法の執行などの死刑制限から、漸進的に死刑廃止に近づけていくことが大切であると考え、死刑モラトリアムを行うべきである。

Egypt

1 エジプトは、死刑は自由権規約において生命権の例外であって、生命権をはじめとする人権を侵害しているとは言えないと考える。

2 エジプトは 2011 年の革命の後にできた政権がわずか 1 年で崩壊し、クーデターによっておこった政権が実権を握っている。短期間での政権崩壊によってエジプトでは大混乱

が起きたため、現在では反政権派を死刑によって取り締まることで社会の治安を維持し、国民生活に安定をもたらしている。加えて自国の死刑は自由権規約に基づいた上で自国における最も重要な犯罪に適用されている。国際人権法上、恣意的死刑は禁止されているものの死刑そのものは禁止されておらず、死刑は拷問等にも当たらないことを前提とし、廃止国による世界人権宣言および国際人権規約の解釈は意図的であり、死刑は人権問題ではなく刑事司法の問題であることを留意すべきである。

エジプトは過激派テロ組織によるテロ行為から国民を守るため組織関係者を取り締まる必要があり、その総数は膨大であるため、終身刑にすれば莫大な費用がかかり発展途上であるエジプトの財政は圧迫される。そのため、死刑によりテロ組織の活動を抑止する必要がある。

死刑の不可逆性と誤審の可能性が問題点としてあげられているが、刑罰の不可逆性は死刑に限った話ではなく、誤審によって無罪の者に刑罰を課すことは死刑であっても他の刑罰であっても同様に間違ったことであり、死刑の不可逆性と誤審の可能性に関しては死刑の廃止よりやはり司法制度の改善が必要である。よって、潮流にのった死刑モラトリアムは自国の混乱を招くため主権の範囲内での死刑モラトリアムを求める。また、死刑はそれぞれの国における最も重要な犯罪において、公正な裁判の下適用するという制限を設けるべきである。

Finland

我が国フィンランドにおいて、死刑は 1972 年より全面的に廃止されている。また、市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書（死刑廃止条約）を批准している。まず、自由権規約において、死刑は生命権の侵害には当たらないとされているが、人間の尊厳が人格の中核とされており、生命権が人権の中でも思考の権利とされていることや近年の死刑廃止の風潮も踏まえて、この、死刑は生命権の侵害には当たらないという部分について改める必要がある。その際に死刑は、刑事司法の問題ではなく、人権問題であり、仮に恣意的でないものかつ適正手続を踏んだ上で執行されるものであったとしても人権問題にあたるということをすべての国に納得してもらった上で議論を進める必要がある。また、自由権規約や最低基準に定められた「最も重要な犯罪」について、「死に至らしめた又は他の極度に重大な結果を伴う故意の犯罪」を指すことであるということについても、各国が再認識をすることができるよう説明する必要がある。続いて、死刑モラトリアム・死刑の制限についてだが、年々死刑モラトリアム決議での賛成票が増加していることや死刑の不可逆性、上述したように死刑は普遍的な人権問題に該当するという考えの下、死刑廃止に関する議論の継続中は、死刑モラトリアムを行うべきである。また、死刑の犯罪抑止力が証明されるまでは、死刑モラトリアムを継続させるべきだという事をすべての国に承認してもらう必要がある。さらに、恣意的死刑の基準が実体的な要素は最も重要な犯罪以外への死刑禁止、脆弱な対象者に対する死刑の制限、死刑の平等性と比例性が含まれ、手続きの要素には死刑が法律に基づくものでなければならないこと、公正な裁判を経ることを意味するということについても再認識を持ってもらう必要がある。また、現在の死刑の存置国の中で死刑に関する情報公開を行っていない国に情報公開するように各国が結束して催促する。このような死刑モラトリアムの設定を行いたい。

France

I. フランスでは、1981 年に死刑禁止法が制定され、死刑廃止に法的拘束力がもたらされて以来、死刑は行われていない。2007 年には、フランス第 5 共和国憲法第 66 条に、あらゆる状況下においても死刑執行を行ってはならないことがはっきりと明記された。「何人も、恣意的に拘禁されてはならない。

司法機関は、個人的自由の守護者であり、法律によって定められる条件において、この

原則の尊重を保障する。」「何人も、死刑に処せられてはならない。」

Ⅱ.死刑の廃止に賛成する理由として次の二点を挙げたい。

一点目は誤審や故意による死刑が行われる可能性があることである。

受刑者が無実の場合、司法によって守られるべき生命権は司法によって侵害されることとなる。死刑は個人の生命権を侵し得るのだ。

二点目は死刑が大きな犯罪抑止力を持たないということである。

死刑存置国において、死刑は罪を償う手段、あるいは再発防止策として必要な制度であるという意見があるが、死刑は犯罪抑止力が弱い。このことは複数の国際的な研究データに裏付けられている。

これらの理由から我が国としては死刑制度を全面的に廃止すべきだと主張する。

Ⅲ.死刑制度なくして犯罪者が罪を償い、国民の安全性が守られる方法として、二つの政策を提案したい。

一つ目は死刑の代替案として無期懲役刑及び無期拘禁刑を導入することである。これを最高刑とする

ことで受刑者の再犯が防げる。万が一誤審があった場合にも、受刑者の生命権は保護できる。

二つ目は恣意的または誤審による刑執行を防ぐため、それぞれの国が共同し、国連で確立した裁判の基準を遵守する国際的裁判所の設置である。

国連の司法機関として既に国際司法裁判所（ICJ）が存在するが、これは国内の司法機関が控訴できる最高裁判所でもなければ、個人に最終的な訴えの手段を提供するものでもない。提案する新たな裁判所は国家からの申し立てをはじめ、個人からの申し立てを受け付けることができるようにする。この裁判所においては、高い徳望があり、かつ最高級の司法官として必要な資格を有する者または国際的に有名かつ有能な法律家を裁判官とし、裁判所の資金は加盟国の支援をもとに国連が負担するものとする。

Ⅳ.死刑モラトリアムの基準を徹底することを提案する。

死刑モラトリアムの基準は自由権規約にて定められている。会議では死刑存置国の、死刑モラトリアムの現状を共有し、世界全体でさらなる徹底を目指していきたい。

繰り返しとなるが、我が国としては死刑に反対する。

EU や欧州評議会に加盟する中心国として、死刑の全面的な廃止を先導していきたい。

世界が一体として死刑廃止に行きつくことを所望する。

Germany

①生命は人間存在の土台・基礎であり、あらゆる人権は生命があつてこそ享有できます。生命権は人間の尊厳をはじめとした自由や権利、生命を享受できる権利、生命に対する権利である。生命権が人権として世界的に宣言されるにいたるのは、人類が 2 度にわたる世界大戦の惨禍への反省やナチズム・ファシズムによる暴虐からの教訓を踏まえ 1948 年に国際連合総会でなされた世界人権宣言が制定された事です。死刑は「生きる権利」を国家の名において強制的に剥奪する究極の刑罰であり、いったん執行されてしまえば原状に復することができない不可逆的な刑罰です。

そもそも、刑罰とは、罪に対してそれに見合った罰をくわえることで、この刑罰は私たちの社会をなりたせるために必要ですが、注意が必要なのは刑罰を用いるのは国家であることから、その行使には、限界をもうける必要があるということです。そのために「世界人権宣言」をはじめとする各種国際人権規約が、「生きる権利」を規定しているのです。なぜなら、国家権力は、つねに市民の人権を踏みこむ暴走の危険性をもっているからです。そして、死刑は国家権力による暴力の一つの極限的あらわれです。

犯罪を処罰するために命を奪うことは、たとえ国家の名の下であっても正義になりません。人為的に生命を奪う権利は、どのような理由によってもありえないことで、社会秩序や治安が大切なのは当然だが、生命がそのための手段に使われてはいけません。これ

が、生きる権利を保障する「人権思想」というものであるからです。

②中国、イラン、パキスタン、サウジアラビア、イラクにおいては、執行件数が最近著しく増加しています。こうした国々に対しては、死刑を廃止するよう強く要請するとともに、死刑モラトリアムを解除した国々に対しては、決定の再考を強く要請する必要があります。自国ができることは、全ての国が死刑を廃止するまで 10 月 10 日の「死刑廃止デー」などで、以前よりもいっそう死刑制度廃止に向けた取り組みをすることです。死刑判決においてはテロとの戦いが根拠とされる場合も多いが、実際には人権侵害によって不安定性とテロの原因となるような社会の雰囲気が増大されているのであって、死刑が犯罪対策に有用であると考えるのは誤りであると考えています。私たちドイツが目指すべきは、たとえ極めて重大な罪を犯した人であっても、将来の更生の道を完全に閉ざしてしまうのではなく、たとえ僅かであっても更生の可能性を信じ、本人の回復に向けた援助を提供し、ともに人間としての尊厳をもって生きることのできる社会である。極めて重大な罪を犯した人には、厳正なる刑罰が必要であるが、そのような罪を犯した人に死刑をもって臨むことは、私たちが目指すべき社会の在り方と異なるでしょう。

Iran

イランでは現在、イスラム教を基として、厳しい死刑制度を維持しています。また年間約 300 人に死刑を行い、執行数は中国の次に多く、背教罪、同性愛、姦通罪、飲酒、麻薬犯罪や殺人など、宗教に関わる犯罪より死刑を実施することが多いです。イランでは人口の殆どがイスラム教徒で、その決まりは生活に根付いています。イスラム法において上にあげた背教などは死刑に値する行為とされています。よって国民はそれを理解しており、また受け入れていると考えています。

死刑は犯罪における被害者の人権の保護、犯罪の抑止などにおいて必要なことだと考えます。さらに死刑を執行することより、同じ人が度々同じ犯罪を犯すことを防ぐことができます。また、国民に罪を犯したときの刑罰を教えることができ、イスラム教と合わない考え方を抑えたり、犯罪を減らすことができます。つまり、治安の改善に役立ちます。

同性愛や姦通罪はイスラム教では厳しく罰し、多くの場合には死刑を行っています。飲酒も多くの方々には知られている通り、イスラム教ではタブーであり、死刑になることは少ないですが、執行される場合もあります。殺人や麻薬犯罪に対して死刑を行うのは、イラン国民を害的な犯罪から守るためです。特に殺人は、遺族の人権のため行われています。遺族には加害者に対する憎しみが当然あり、その想いを尊重することも大切です。麻薬犯罪に死刑を課すことでも、多くの人々を人生に悪影響を及ぼす麻薬中毒から守ることができます。背教罪にも死刑を執行する場合もあります。その他にも特殊な理由で死刑を行う場合もあります。

私たちは死刑は被害者のためだと考えているので、犯行者の人権と死刑の関係は軽いと思います。

死は取り消すことが出来ないため、死刑は不可逆であるから廃止すべきだと言う意見もありますが、死刑だけでなく多くの刑罰が不可逆であり、死刑だけがそうとは限らないと思います。むしろそのような考えによって、死刑以外の刑罰に対してやり直すことが可能であるという思いが生まれることを憂慮しています。また、死刑が不可逆であるのなら、殺人などの凶悪犯罪において失われた命も戻りません。

これらより、私たちはこの会議では、死刑モラトリアムは実行していくが、死刑を廃止することは避けたいと考えます。

Ireland

まず全ての人間は生きる権利、いわゆる生命権を保障されている。
この生命権にはいかなる人間も他から命を奪われてはいけない権利という定義が存在する。もし生命権が成立、保障されているならばこの死刑制度には矛盾が生じる。この生命権の定義には各国で小差が生じることがあるが、それらはそれぞれの国の法律上の都合上で定義を変えているものと考えている。国連の人権定義の第三条によると全ての人は生命、自由及び身体の安全に関する権利を有するとある。また第六条、第七条によると全ての人はいかなる行為を行なっても平等に権利を受ける義務があるとある。よって死刑執行は生命権という面から真っ向に矛盾している人権侵害なわけである。
死刑制度のリスクとして対象の死刑囚が冤罪である可能性も考えられる。裁判は加害者の罪定めをする場ではあるものの無罪の主張をしてところでそれが証明されなければ何らかの刑罰を法によって処されることとなり、それは求刑が死刑であっても変わらない。つまり、裁判はその人が本当に有罪か無罪かを断定することはできないわけである。また死刑囚が再審請求をし、無罪が確定した例も他国から見ることができる。もし死刑が執行され、死刑囚が仮に無罪だった場合は完全なる人権の侵害に値する。そのため死刑制度がもたらすリスクといったものをしっかりと熟考する必要がある。
死刑議論にはしばしば死刑を肯定する意見として犯罪の抑止性を上げるのが多く見受けられる。しかしながらそれらの科学的根拠も挙がっておらず、そもそも犯罪の増減はその時の景気や失業率が大きく影響するため証拠としてあげるのはむずかしく、また仮に抑止力になっていたとしてもそれに対しての死刑制度のリスクが大きすぎる。
特に精神障害者や知的障害者、妊婦（妊婦の死刑はすでにモラトリアムされている）
我が国において死刑は、残酷、非人間的であるとして 1990 年に刑事司法によって廃止され、長きにわたって死刑反対を訴え続けている。さらに我が国は 2001 年に死刑を規定するいかなる法律も制定してはならないと自国憲法 15 条に明確に規定した。またこれらのことはヨーロッパ諸国ではほとんど我が国と同じスタンスの国が多いため、全面的に協力できればと考える。
我々の国はこれらの事実を踏まえ、他国でも死刑制度による制限を求めることをここに記す。裁判の判決のみでは本人が本当に有罪か無罪かを断定することはできない、また死刑がもたらすリスクの大きさを考えると賛成できる内容ではないという結論に至る。これらのことから我が国は死刑制度の全面的な廃止を求め、未だにそれらの制度を保ち続けている国に対して説明義務または、何らかの懲罰が与えられる制度を切に求める。

Japan

我が国は被害者の心情、社会の秩序維持に重きを置いている。
そして、適正な手続きを踏んだ上で執行されるものであれば人権問題にはならず、刑事司法の問題で捉えるべきだ。現在、我が国の死刑制度は適切に機能しているため我が国には死刑モラトリアム、死刑の制限は導入しない。だが、世界的にみれば、まだ制度の欠陥が多い。それらを改善していくために他国が死刑モラトリアム、死刑の制限を導入していくことに関しては賛成する。

Kenya

生命権というのは、他から、不法に生命を奪われない権利である。そのため、適切な裁判によって死刑
と判決された場合においては不法ではないため、生命権の趣旨には反していないと考えられる。
しかし、仮に合法であっても生命は奪われてはならないという意見もある。
ケニアでは、殺人罪あるいは武器を使った強盗罪で有罪になると自動的に死刑なる。それに対して、十四年間収監されている二人の死刑囚がこの規定の廃止の申し立てを最高

裁にしていた。それにより今後はこの二つを含む全ての犯罪の量刑を裁判官の裁量で決める事になった。

また、「アムネスティ・インターナショナル日本 死刑廃止ネットワークセンター」のホームページによると、あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国は 106、通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国は 8、事実上の死刑廃止国は 28、死刑処置国は 56 とされている。ケニアは事実上の死刑廃止国に含まれている。事実上の死刑廃止国というのは、殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去 10 年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国のことである。

このように死刑廃止に向けて対策はされているが、完全廃止はまだ達成されていない。また、事実上の死刑廃止国とはいえこの先いつ死刑が執行されるか分からない。そのため、ケニアは死刑の完全廃止を求める。

Malaysia

①まずはじめに生命権は第 2 次世界対戦で起きた大量虐殺・人種差別など数々の人権侵害をもとに世界人権宣言が採択された。しかし、このとき生命権と死刑の関係は定めていなかった。その後、自由権規約が採択され、生命権は固有の権利であるとされ、至高の権利でもあると述べられている。これを決める会議では 1 部の国は生命権に反するとして死刑廃止を求めたが、西洋諸国など大多数の国は死刑廃止に反対した。そのため自由権規約の段階では生命権は死刑は生命権の例外として認められることになった。自由権規約は世界人権宣言のような宣言ではなく条約の形をとっているため、締約国において法的拘束力がある。近年では、死刑は国際的問題になっており、国際連合でも死刑モラトリアム決議が行われている。死刑は人権の問題と考えている国は多く、殆どの国が死刑を廃止している。しかし反対に、死刑存置国は死刑は恣意的でないものかつ適正手続を踏んだ上で執行されるものであれば人権問題にならないと考えている。しかし死刑は「生きる」という最も基本的な人間の権利を根本から否定する刑罰であると考えべきである。

②今までの死刑の制限とは 18 歳未満である子供、精神障がい者、罪のない子供が死んでしまうため妊婦、幼児の人生が母親によって変化してしまうため幼児の母親、そして 70 歳以上の高齢者であることである。しかし、犯罪の制限を加えても良いと思う。例を上げる。自分が生活するために犯罪を犯す快樂犯についてだ。世界にはきちんと教育を受けたくても受けられずに社会に出てきている人がたくさんいるが、そのような人たちが職業につくことは難しい。そのような場合自分でお金を稼いで生活することは不可能に近い。そうしたらどうやって生きていこうと考えると他の職業についていてお金がある人のお金を盗んだりして生活するしかないのだ。これは生きていくための 1 つの手段であるとする。その他に制限を上げると、死刑を執行するまでの時間についてだ。死刑を執行するかをすぐには決めずに、5 年、10 年ほど待つて冤罪を防ぐことは冤罪を防ぐ上でとても大切なことだと思う。無実を証明するのはとても大変なことであるから少しの時間を設けるのは良いと思う。最後に、宗教についてだ。対立している宗教同士が対立している相手の宗教に対して優位に立つためにその宗教の人を死刑にするのは良くないと考える。以上の 3 つの制限を加えたほうが良いと考える。現にスーダンの裁判所はキリスト教徒の男性と結婚したためにかん通罪と背教罪でむち打ちと死刑の判決を下した。以上の 4 つの制限を加えたほうが良いと考える。

Mexico

①メキシコは自由権規約に 1981 年 3 月 23 日に締結している。自由権規約委員会の一般意見において生命権は「国民の生存を脅かす公の緊急事態においてさえいかなる停止も認められない至高の権利」であると述べられており生命権は、他の権利とは一線を画す権利だと考えている。

自由権規約には経済的、社会的、文化的、さらに障害のある人の権利の保障を目的とした「経済的、社会的、文化的、障害に関する附属議定書」と死刑廃止を定めた「死刑廃止に関する選択議定書」がある。前者は 1988 年 11 月 17 日に採択され、現在 14 国が批准、後者は 1990 年 6 月 8 日に採択され現在 11 カ国が批准している。自国は死刑廃止条約にも、批准しておりこの条約では死刑の執行を禁止し、死刑廃止措置を義務化している。また、1981 年、メキシコは米州機構の条約である米州人権条約を批准した。この条約は、廃止された場合の死刑の復活を禁じている。米州人権条約第 4 条に定める生命に対する権利（生命権）は、人の生命が恣意的に奪われることだけではなく、尊厳ある存在を保障する条件へのアクセスを妨げられない権利を包含するものと一般的に解されている。この第 4 条が、人の健康との関連で適用される事例が米州人権条約実行では見られている。拘禁施設における劣悪な環境が第 4 条の観点から問題とされた事例として、収容施設が過密状態になっていること、及び守衛などの管理が十分に行われていないことから、収容されている人々が過酷な条件に置かれていることなどが問題とされたものである。裁判所は、すべての人は人間としての尊厳を保てる条件で生きる権利があり、このような状況において、自由を奪われた者の権利を保障する存在としての国家は特別な役割を負っていることを指摘する。

これらの条約に全て批准・締結するため、自国は死刑が生命権に侵害すると認識しており、国際的にも死刑は生命権に侵害すると考えられるべきである。

② ①より自国では国際的な死刑モラトリアムを求める。この死刑モラトリアムとは国際的に死刑の一旦停止を求めることである。国際的に死刑廃止が目指されている現在、政策として死刑の一旦停止を前提とし、ほかの選択肢を考えるなど国家と国民とが話し合いをすることを提案し、国としての刑罰から死刑の廃止を求める。

Mongolia

私たちモンゴル民主主義共和国では、全ての犯罪に対して死刑制度を廃止している。なぜなら死刑制度が存在するといくつかの問題が生じるためである。

一つ目の問題点は、憲法に反する事だ。モンゴル国憲法第 16 条には国民の基本的権利（人間が人間らしい生活をする上で、生まれながらにして持っている権利）と自由保障（何人も、拷問、残虐、非人道的、品位を傷つける取扱いや刑罰を受けない）、第 17 条には基本的義務についてが定められる。モンゴルは民主主義国であるため、政府は、法律によって国民の人権を保障し、国民に義務を果たさせる。そして国民は政府の活動を監視し、政府に改善を要求するという制度がある。死刑は犯罪を犯した人の声明を剥奪するという刑罰で、全ての人権を否定するものである。つまり国民の人権を保障するはずなのに否定するのは矛盾しているということである。

二つ目の問題点は、無実の人が処刑される可能性が常にあることだ。無実の人々に課せられる死刑を変更する機会はない。死刑を研究したチームの研究結果によると、「モンゴルで死刑を課す際の裁判所の誤りは 30%ある可能性がある」とのことだ。法制度がいくら整備されていると言われている国でも、誤った司法制度を下すリスクは常にある。死刑がもし判決によって下されたとき、無罪の場合では取り返しのつかないことになる恐れがある。三つ目の問題点は死刑制度による犯罪抑止力である。『**deterrence and the death penalty**』という本によるとほとんどの殺人は感情的に訴えられる状況であるため死刑には抑止効果がないということが記されている。また、死刑判決を下された人

たちはすぐに死刑が執行される人もいるが、大半の人が何十年もの間、死刑囚監獄に入れられることもある。刑囚監獄に入れられている最中に病気によって亡くなってしまう人もいる)このことから、このような人達は“終身刑であると判決を下される、”ということと同様であると考えられている。

この三つの問題点から今まで通り、死刑ではなく、全ての人権を尊重するために終身刑を下すべきであると考ええる。しかし終身刑を与えられた人々に対して昔の奴隷のような扱いではなく、一人の人間として最低限の生活を送ることが出来るような十分な措置をとるべきだ。

Netherlands

1 オランダはスペインの影響下により長い間、死刑が行われてきた。しかし 16 世紀にオランダ人は独立のための戦いを開始し、1549 年にネーデルランド連邦の創設を開始した。これは 1895 年にフランスが占領するまで続いた。

一般に、中世では、強盗、放火、殺人、強姦などの犯罪の広範なリストに死刑が適用されていた。また、受刑者の性格や状態に応じて、さまざまな方法で死刑を執行することができた。フランスの占領が始まって以来、フランスの犯罪法はオランダの領土で施行されはじめた。それにより、死刑はギロチンでしか実行できなかった。独立を獲得したのはその数年後。1815 年、オランダ王国は斬首によって死刑を執行できることを確立した。しかし実際には首吊りで行使された。全ての処刑は公開で行われたが、世論が「野蛮」な刑罰を承認せず、国王が犯罪者を赦免するようになったのでその数は減少した。これにより 1860 年に最後の処刑が行われた。オランダでは第 114 条により死刑の禁止を規定している。オランダが死刑を初めて廃止したのは 1870 年となる。

ファンリラル法務大臣は、「残酷で非文明的な刑罰」として、オランダの刑法から死刑を削除することを開始した。死刑は無期懲役に変更された。その 70 年後に死刑が復活したが 1983 年にオランダ憲法が改正され第 114 条が制定された。平時と戦時の両方で行われた犯罪に対する死刑を禁止した。オランダはスペインやフランスの占領下にあったため死刑制度の期間はほとんど占領中だった。

2 死刑が合法となった場合でも、国連からの委託により死刑と殺人発生率に関する研究はたびたび実施されているが科学的な研究において死刑が他の刑罰に比べて効果的に犯罪を抑制するという確実な証明はなされておらず、最新の調査では死刑が終身刑よりも大きな抑止力を持つことを科学的に裏付ける研究は今のところない。そのため、私たちが死刑が犯罪の抑制をするとは思えないと考えた。また罪を償うのは命をもってではなく被害者と遺族に被害弁償させ、生涯罪を償わせるべきであり、懺悔（後悔）の生活を送られた方が刑罰の目的に合致している。そして誤判だった場合には取り返しがつかず、それもまた罪となってしまう、よくないと思われる。また、どんなに極悪な人でも更生する可能性があるため、そこで命を絶たせてしまえば、その可能性までも絶たせてしまうため、私たちオランダはするべきではないと思う。

また、先ほど述べた通りオランダでは元々、死刑というものは残酷で非文明的な刑罰だと捉えており、大多数の市民は、オランダ社会が死刑を承認するような状況はないと信じている。そのため私たちオランダは死刑を世界的に廃止すべきだと考えている。

New Zealand

ニュージーランドは人権問題に対して先進的な役割を担ってきた国であり、至高の権利である生命権はどんな事情があろうとも奪うことは許されないと考えます。そのため死刑よりも生命権の方が優先されると考えます。

現在はこう考えていますが、かつてのニュージーランドは死刑を行っており、1989 年に死刑廃止法によって死刑が廃止された後も死刑を復活させたことがありました。しかし、今日は、非人道的であるとして完全に廃止しています。

またニュージーランドはただ死刑を廃止するのではなく、同時に、死刑が被害者や遺族の報復感情を満たすという意味も持っていることを配慮し、被害者や遺族に対して犯罪被害について国が補償を行う、補償制度を充実させています。

ニュージーランドは、死刑の完全な廃止に向け、以下の三点を求めます。

- ・最初に、「最も重要な犯罪」以外の犯罪に対する死刑を完全に禁止し、各国の死刑執行状況の透明性を確保すること
- ・つぎに、何年後と決めてニュージーランドのような補償制度を取り入れるなどしながら死刑モラトリアムを導入すること、
- ・また、最終的に死刑を完全に廃止するということを目的として死刑に関する幅広い公共の議論を進めること

最後に、死刑のない世界を目指して死刑存置国の大使とも死刑廃止国の大使とも、ともに議論を深められたらと思います。

Philippines

フィリピンでは長年に渡り死刑制度の廃止と復活を繰り返し続け、結果現在は廃止という状態を保っており、多少の揺らぎはあるもののカトリック教信者の多い自国で死刑制度が完全に再復活することは確率的に低いという状況です。

論点 1 について

「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」とされ、「すべて人は、生命、自由 および身体に対する権利を有する」としている生命権に死刑制度は反していると自国は考える。

論点 2 について

フィリピンの主張としては現状維持が最適と考える。

よって死刑モラトリアムは求めず、新たな制限も求めない。

理由としては、この問題には宗教が大きく関わってくる、という部分大きい。

自国ではカトリックを重んじるキリスト教徒の割合が国全体の 80%を超えるため多く死刑制度の実施反対者が大半を占める。特に 2018 年 8 月、ローマ教皇フランシスコが信者に対する教理の手引きである「カテキズム」の文面を変更し、死刑はいかなる状況においても容認できないと明記したことは大きなポイントとなるだろう。しかし、一方でイスラム圏諸国ではシャリアなどの規定が存在し簡単に容認することは出来ないだろう。

宗教に関わる問題というのは非常にセンシティブであり、早急に判断するのは難しい。

よって今回は現状維持を要求する。

以上がフィリピンの主張です。

Poland

1 我が国は生命権をはじめとする人権について次のように考える。人間の命は何人たりとも奪ってはならず、奪った場合、その行為は生命権の侵害とみなされる。よって、死刑は生命権の侵害に当たるため、「残虐で異常な刑罰」と考える。また、生命権以外にも平等権、自由権、参政権など様々な人権においても侵してはならないと考える。また、人権の侵害を多く行った場合であっても計画性や殺意、年齢などの観点から考慮してから、一部の場合を除き、死刑を行ってはならないとする。

2 我が国は、一部の例を除き、死刑執行を反対とする。まず、死刑制度を元々廃止していた国についてだが、これについては、死刑を行わないという制度を継続していくという方向を求める。万が一にも、今まで、死刑を行ってこなかったが、死刑制度を復活さ

せると主張する国が現れた場合、イギリス、フランス、ドイツなどの EU 諸国と協力して、断固死刑執行を認めないと言う方針で行きたいと思う。次に、今まで、死刑執行を行っていた国についてだが、①で述べたように、我が国は一部の場合を除き死刑を執行しないとする。しかし、これまでの我が国のような完全な死刑廃止は他国において今後も続くかどうかは不確かではない。よって、死刑制度がある国々には制限付きの死刑制度を設けることを提案する。制限についてだが、死刑を行って良いときは、被告人が多数の命を奪い、人権を侵したときのみとするよう求める。この場合の多数という言葉の定義についてだが、それは各国の判断に任せる物とする。犯罪率が上昇するのでは、といった反論があれば、実例をもとに返すつもりである。また、死刑制度がある国の死刑方法によって、対応は変えていく方針である。「絞首」や「銃殺」など、一般的な死刑を行っている国に対しては、死刑制度の理由についてあまり追求しない態度を取るが、中東の国々で見られる「石打ち」、「高所からの突き落とし」やスーダンなどで行われている「被害者に被告が行った犯罪行為と同様の方法」など、人権に全く配慮がないと思われる死刑を行っている国に対しては、死刑制度の廃止を強く求めたいと思う。

Republic of Korea

1 倫理的観点からして、重い罪を犯したとしても、その個人が人間として生きている限り、生命を奪われるべきではない。また、無実の人を誤って犯罪者にしてしまい、死刑を執行すれば、取り返しがつかなくなるという点が挙げられる。

また、死刑が執行されるまでの期間に社会奉仕活動に参加して働くなどすることで、受刑者が最低限、人間味のある生活を送るということも人権の尊重という点で重要だと考える。受刑者の生活にかかる費用は、国民が払う税金で賄われていることも多く、大韓民国では、『政権の負担を軽くする』という名目で、唐突な死刑が行われたこともあった。

しかし、人権は、財政面、国民の反感を抜きにして、尊重されるべきものであるはずである。

受刑者が働き、生活費用を一部稼ぐことで、税負担を減らすことにつながるだろう。

また、死刑囚は獄中で、精神病を発症するケースが多い。これは、死刑告知をされてから 1 日も経たないうちに死刑執行がされるというのに、その宣告がいつなされるかを死刑囚は知ることができず、結果的に、長期間にわたり死の脅威の下にさらされなければならないためである。そのため、移行期間中においては、受刑者が「求めた場合のみ」に死刑に関する情報が開示されるよう、透明化を図るべきである。求めた場合のみとなっているのは、情報を知ること、精神的苦痛を感じるようになる受刑者もいる可能性があるからである。このように、死刑という、受刑者の命を握るような行為自体のみならず、その前後の受刑者の「精神面」にも目を向けることが必要とされたいと考える。

2 大韓民国は 1997 年 12 月 30 日以降死刑執行が行われていない事実上の死刑廃止国であり、本会議では、移行期間付きでの死刑の完全撤廃を主張する。

まず、国民が死刑制度について十分に話せなければいけないため、世界全体に死刑制度の情報開示を求める。その後、死刑の完全撤廃までに 5 年程度の移行期間を設置した上で、死刑判決が現時点で出ている場合に関しては、死刑執行を認めることとすべきだと考える。重い罪を犯しても死刑に処されないと分かってしまうと、悪質な犯罪の発生件数が増えるのではないかと懸念は予想されるが、大韓民国やフランスの過去の統計によって、死刑の存在自体が強い犯罪抑止力を持つわけではないということが示されている。

Russian Federation

我々は死刑モラトリアム決議の考え方に強く賛同する。特に「裁判の誤審によって、罪のない人の命が奪われるという取り返しのつかない行為が行われることを踏まえ、死刑廃止を目指しての死刑執行停止を行う」という内容の条文を強く支持する。というのも過去に自国において裁判の誤審によって犯罪を犯していない人に死刑が執行されたからである。1983 年に当時 9 歳のザコトノワさんが殺害された事件が起きた。このザコトノワさん殺人事件は、クリミアで少女を殺害して懲役 10 年の刑を受け、出所していた近所に住むアレクサンドル・クラフチェンコの犯行とされ、クラフチェンコは逮捕された。クラフチェンコにはアリバイがあったが民警がクラフチェンコの妻と友人に圧力をかけ両者がクラフチェンコにはアリバイがなかったと供述を変えたため、クラフチェンコは有罪となり死刑判決がくだされ、1983 年 7 月 15 日に死刑が執行された。しかし 7 年後の 1990 年にこの事件はアンドレイ・チカチーロの犯行だとわかった。また、自由権規約で生命権は社会から与えられたものではなく、人間が人間であることに由来する「固有(inherent)の権利」とであるとされる。さらに、「至高(supreme)の権利」であって人間の尊厳および他の人権の基盤となる権利であるという指摘もあり、他の権利からの例外化がなされている。その生命権を脅かす死刑は、重大な人権侵害であると考えている。以上より各国に、自由権規約第二選択議定書の基本的義務を遵守するような、死刑の完全な一時停止を求める。これによって、各国の人々の人権が保障される。また、現在の死刑存置国に対しての、犯罪者の留置場の確保と整備の援助を各国に要請する。さらに、各国の義務教育に人権とは何か考える場の提供を求める。これによって、長期的なものではあるが、死刑存置を望む国民世論を変えられる可能性がある。そして、それぞれの国において死刑モラトリアムが正常に行われているか各国が調査し、それをまとめたレポートの提出を、毎年義務付ける。

Saudi Arabia

私達は死刑を続行したい。今まで死刑が当たり前になっていたサウジアラビアで死刑をすぐに廃止することは難しいが、自由権規約委員会でしめされている「最も重要な犯罪」である殺人以外の罪を犯した人へと身体障害の人や移民労働者への差別的な死刑を廃止していきたい。サウジアラビアでは、麻薬関連や同性間の性交などに対しても死刑が行われている。死刑のほぼ半数が麻薬関連だ。また、労働のために来た他国の、国の対立者に対する差別的な死刑も多く見られる多くの処刑が、公衆の面前での斬首。また、裁判制度にも問題がある。被告人は弁護士との接見が許されておらず、拷問下で「自白」を強制されることもあるのだ。暴力を加えたものや、その関係者が処罰されることは全くない。死刑は命を奪う刑なので、恣意的に使うものではない。真実に基づいて裁判をしていないのに命を奪う刑を執行することは理不尽だ。暴行はあってはならないことなのに、処罰しないのはおかしい。死刑は沢山の人の命を奪ったと言う自分が死んでその罪を償うと言う意味でしか使ってはいけなないと思う。

Sweden

死刑モラトリアムは、十分な議論を尽くして国民世論の形成を待つまでの間、死刑を一時停止することである。人間の尊厳及び人権の強化・発展に寄与するという考え方に基づいており、死刑廃止をただちに実現することが難しい国においても有効である。2020 年、世界で確認された死刑執行数はこの 10 年間で最も少ない数値となった。しかし、死刑廃止国の数は増加傾向にある一方で、死刑存置国は世界にいまなお存在している。そのため、死刑モラトリアムは十分に議論すべきである。

スウェーデンは死刑廃止国の一つである。完全に死刑が廃止されたのは 1972 年で、

その後 1975 年の憲法改正で死刑や拷問等の絶対禁止項目が盛り込まれた。死刑に対する問題としては死刑の不可逆性と誤審の可能性が挙げられる。そして、スウェーデンは人道的な観点から死刑が非人道的で残虐な刑罰であると考え、その代替として終身刑を設けた。

スウェーデン憲法には生命権に関する明確な記述はない。しかし、2000 年に調印された EU 基本権憲章では、第 2 条「生命権」で「1.すべての人間は生命権を有する。2.すべての人間は、死刑判決を受けたり、執行されてはならない。」と規定されており、生命権の実効的保障の観点から死刑の廃止をうたった。本憲章は EU 加盟国に対してのみ適用されるものであるが、スウェーデンはこれに則ってすべての人間の生命権を認め、これを国家が刑罰で略奪すべきではないことを主張する。

スウェーデンは EU 基本権憲章にもとづいて世界各国が死刑廃止を実施することを目指す。しかし、生命権の認識は国によって異なるため、全ての国が死刑廃止に取り組むことは難しい。そこで死刑存置国に死刑の対象者の幅を狭めることを提案する。こうすることで、死刑存置国においても、死刑モラトリアムに取り組むことがより容易になると考える。

また、スウェーデンは自国をふくむ、死刑を廃止した国々に対して、死刑廃止国はどのような歴史を経て死刑廃止に到達したのか、また国民はどのようにして死刑廃止を受け入れたのかということをもとめた資料を国連に提出することを提案する。このような資料は死刑存置国における死刑モラトリアムの考察材料になり、将来的な死刑の廃止につながるものと考えられる。

各国がそれぞれの歴史的立場や国際法にもとづいてこれらに取り組むことによって、死刑モラトリアムの拡大が可能である。死刑制度の是非を議論する時間を確保することによって、世界の死刑廃止につながるチャンスが広がるものと考えられる。死刑の廃止か存続かという二項対立の議論ではなく、その間から死刑廃止に向けた運動を始めるという意図である。

United Kingdom

1 イギリスでは 1965 年死刑廃止制度を導入して以来、最も思い刑罰が終身刑となっている。生命権をはじめとする人権は死刑との関係で死刑にすることは生命権を損害すると考える。イギリスでは死刑廃止制度を導入する以前に死刑廃止制度を導入する上で導入を求める国民による声が高まった主に二つの事件があった。一つ目は、愛人を殺害して死刑となったルース・エリスである。ルース・エリスは二人の子供の母親であり、愛人から常日頃多大な暴力を受けていた。愛人をやむを得ず殺したにも関わらず死刑となったことにより、国民から反対が起こった。二つ目は、銃撃でひとを殺害した、デレク・ベントレーである。彼は知的障がい者であり、犯罪を犯した時の年齢は 16 歳。彼が 19 歳の時に警察に捕まり、1953 年に死刑判決をうけた。司法判断を疑問視する声は市民運動にも発展したが 1953 年 1 月 28 日に死刑囚となった。彼が障がい者であり未成年にも関わらず死刑となったことが問題となり、1993 年に死後恩赦となった。死刑になった後に罪が軽くなっても遅いと考えられる。

よってイギリスではこのような悲劇が二度と起こらないように死刑廃止制度を導入している。私はデレク・ベントレーのような誤審によって死刑となることは生命権を損害すると考える。

2 誤審を防ぐことのできる司法制度は存在しないため、罪のない者に不可逆な死を強いてしまい生命権侵害にあたってしまう恐れがある死刑は廃止した方が望ましいと思う。証拠の不十分性と誤審の問題が挙げられ、不十分な証拠で有罪となり後日誤審が発覚するケースが存在する。実際に発覚しているもの以外にも誤審はあると考えられている。死刑には抑止力がないという研究結果も発表されるようになり決定的な証拠はない状況

だ。イギリスには死刑は国家成立の 1707 年から存在していたとされている。1965 年死刑執行の停止法案を提出し、その時の提案背景として西洋キリスト教国の中でイギリスは死刑廃止において遅れているとされ北アイルランドを除くイギリスで殺人罪に対する死刑を 5 年間執行停止した。1969 年には執行停止を恒久化すると国会での議決があり北アイルランドでも同様の過程を経て 1973 年に死刑が廃止された。そして 1998 年ヨーロッパ人権規約第 6 議定書を批准し戦争下を除き死刑を禁止した。2003 年にはヨーロッパ人権規約第 13 議定書に署名をし死刑を廃止し条約を脱退しない限りイギリスは死刑復活が不可能な国へと変わった。ヨーロッパ諸国において死刑は国内管轄権の範囲内だけではなく普遍的人権の問題だということになる。死刑廃止の背景として、キリスト教的な人間観があり執行態様の人道化から死刑の安定化、停止され廃止された。私達はイギリスには更に死刑を再導入することがないようにする心を持つことが大事だと思う。

United states of America

わが国では、死刑制度は残っているものの 50 ある州の半分以上が死刑の廃止、または実質的なモラトリアムを実施しています。さらには、新たに大統領に就任したバイデン氏は刑事司法改革を目指しており、死刑の廃止を公約として掲げています。将来的には連邦政府による死刑執行の停止だけでなく、各州にも協力を求め、国内での死刑執行の停止と、法改正を目標にしております。これらのことから、現在まで保ってきた死刑制度を改め、死刑モラトリアムに関しても積極的な検討を試みようと考えております。一方で、死刑はあくまでも政治的問題であり、人権問題を含んだ面については重要ではないと考えています。そのため、各国の憲法、または法律に明らかに抵触していない場合には、各国で判断すべきであると考えます。決議案の具体的な内容としては、少数民族などの弱い立場にいる人々が、不自然に多く死刑囚になっているなど、死刑制度の現状に対する認識について再確認をするとともに、死刑判決を受けた個人の国籍や年齢などを公表し、死刑制度の透明性を確保すること。ならびに、政治的観点からの死刑執行のモラトリアムを要請するような内容にできればと考えております。わが国は、死刑制度に関してはまだ一步目を踏み出したばかりではありますが、ぜひ有意義な話し合いをすることができればと考えております。今回の会議では死刑モラトリアムに政治的観点から賛成している各国の皆さんと話し合いたいと考えています。よろしくお願いします。